



二代目の父、江黒政吉氏と。元泰氏は二代目の手を借りながら店の全般を取り仕切る

●ピーク時の16%程度にまで激減
警察庁の『平成21年中における古物・質屋営業の概況』によると、質屋許可は、昭和33年の2万1,539件をピークに減少し、平成21年末には3,422件（前年比87件減）と、ピーク時の16%程度にまで激減している。

「現在、コンビニは全国で4万店舗あるといいますから、昭和33年当時の2万件は、その半分くらいで、かなりの数だったことが分かります。まさに急にお金が必要になったときの庶民の金融でした。それが、消費者金融が現れ、銀行がキャッシングを始めるなど、無担保でも手軽に借りられるようになったことが質屋が激減した原因です。後継者がいないこともあるでしょう」

時代とともに変化したのは数だけではない。前述のように、本来の質屋営業における貸し付けから、古物商の範疇であるブランド品、貴金属の買い取りが主流とな

っている。なかには、買い取りに力を入れ、リサイクル品の小売業で事業を拡大しているところもある。

「うちは、買い取りもしていますが、基本的に昔のままの営業でやっています。ただ、持ち込まれる品物はずいぶん、変わってきました。時代によって流行り物があるんです」

質屋全盛の時代までは、和服などの衣類が主流だった。やがて、昭和40年代の高度経済成長期には電化製品が増え始める。昭和50年代半ば頃から貴金属や国産時計が主流になり、バブルに突入した平成からはブランド品や輸入時計が加わった。

「戦後、間もない頃は、朝、職人さんが米びつに米が入ったまま持ってきて質入し、夕方、出して帰ったという話も聞いたことがあります。そこまででないにしろ、傘や長靴というのはよくあったようです。僕が物心をついた頃は、まだ電化製品も多く、冷蔵庫や洗濯機などを倉庫にゴロゴロ運んでいたのを覚えています。今は、衣類を扱わない質屋もありますが、うちでは昔のように扱っています」

なお、質屋は庶民の金融といわれるものの、法律上は金融業者とはみなされていないため、貸金業における利息制限法の規制（10万円未満の年利20.0%）を受けない。少額融資であることや、3ヵ月と

いう短期融資であることに加え、質草の査定と保管の手間を勘案し、年利109.5%（1日当たり0.3%）までの高い上限金利が認められている。

教育—今も残る 徒弟制度の名残り

●経験で鑑定眼を養う

質屋は700年の歴史を有する商売である。庶民に広がった江戸時代以降は丁稚、小僧からたたき上げられ、番頭に出世した後、店主の許可を受けて独立という「徒弟制度」が当たり前の世界であった。戦後、こうした慣習はすたれたものの、依然として修業という概念は残っている。

「今でも修業中の身分を『丁稚』と呼んでいます。僕のように家業が質屋でも外のお店に丁稚に出され、3年間は修業します。そして、4年目はお礼奉公するのが一般的かと思います。もちろん、最近では、こうした修業をしないケースも増えていますが」

他の業界と同様、最初は雑用から始まり、「値踏み」と呼ばれる質草の鑑定の要領やその着眼点などを学んでいくことになる。質屋営業では、貸し付けによる金利が利益となることはもちろんだが、期限内に返済されなかった場合の質流れ品を古物交換市場で売却した利益も大切な収益源である。しかし、市場で値を付けるのは、素